

ビジネスコンプライアンス検定 初級 問題集

追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成28年1月1日時点で施行されている法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第7版第1刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行っていただきますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
18	問題 27 ウ	ウ. 上場企業 の株式の3%以上を保有した場合は、～	ウ. <u>自社で保有する自社株式以外に、上場企業 の株式の3%以上を保有した場合は、～</u>
48	問題 20 ウ、エ	ウ. 委員会設置会社においては、取締役で構成される監査委員会が取締役と執行役の職務の執行を監査する。 エ. 委員会設置会社は、監査委員会に代えて監査役を設置することができる。	ウ. 委員会設置会社 <u>指名委員会等設置会社</u> においては、取締役で構成される監査委員会が取締役と執行役の職務の執行を監査する。 エ. 委員会設置会社 <u>指名委員会等設置会社</u> は、監査委員会に代えて監査役を設置することができる。
51	問題 27 エ	エ. 上場会社の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～	エ. <u>自社で保有する自社株式以外に、上場会社の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～</u>
67	問題 20 ウ、エ	ウ: 適切。委員会設置会社においては、～ エ: 不適切。ウの解説を参照。委員会設置会社が監査役を～	ウ: 適切。 <u>委員会設置会社</u> <u>指名委員会等設置会社</u> においては、～ エ: 不適切。ウの解説を参照。 委員会設置会社 <u>指名委員会等設置会社</u> が監査役を～
69	問題 27 エ	エ: 適切。上場会社 の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～	エ: 適切。 <u>自社で保有する自社株式以外に、上場会社の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～</u>
105	問題 23 ア 2行目	(2条1項13号)	(2条1項 13 14号)
105	問題 23 エ 2行目	(2条1項第10、11号)	(2条1項第 10、11 11、12号)
107	問題 28 3	3: 不適切。大量保有報告書は、上場会社の株券等を5%を超えて保有することになった場合に、～	3: 不適切。大量保有報告書は、 <u>自社で保有する自社株式以外に、上場会社 の株券等を5%を超えて保有することになった場合に、～</u>